

**人口減少対応型過疎地域等政策支援事業
(小規模町村伴走支援タイプ)**

企画提案審査要領

令和 8 年 6 月

**岩手県ふるさと振興部
地域振興室**

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「人口減少対応型過疎地域等政策支援事業（小規模町村伴走支援タイプ）」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、別途設置する「人口減少対応型過疎地域等政策支援事業（小規模町村伴走支援タイプ）企画提案選考委員会」（以下「選考委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 選考委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書及び参加者によるプレゼンテーションについて、資料4 別紙に定める「審査基準」に基づき、審査を行うものとする。
- (3) 選考委員会は、参加者以外には非公開とする。

2 選考委員会の開催日時及び場所

選考委員会の開催日及び場所は下記のとおりとする。集合時間等は、別途参加者に通知する。

【予定】 開催日：令和8年6月18日（木）

場 所：岩手県盛岡地区合同庁舎（岩手県盛岡市内丸11番1号）

3 審査方法及び県への報告等

- (1) 選考委員会の委員は、企画提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価・採点を行い、選考委員会は、各委員がつけた得点を合計した総得点により順位をつけて県に報告するものとする。
なお、総得点が同点の場合には、選考委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (2) 参加者が1者のみであった場合も、選考委員会において企画提案書等に基づく採点を行い、平均点が60点以上であった場合に、本業務を実施するにふさわしい者として県に報告するものとする。

4 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。

審査基準

1 審査項目等

審査項目	審査の観点	配点
企画提案内容	業務目的を理解し、的確な提案となっているか	20
	ワークショップ参加者が、地域課題を解決するためのアイデアを生み出し、効果的な事業の企画立案ができるような工夫がなされているか	20
	市町村が有する課題やニーズに対して、知見を活かした助言や企画立案等の支援を効果的に行うための工夫がなされているか。	20
業務実施体制	①スケジュールは、具体的かつ本業務を達成するのに適当なものであるか。 ②市町村からの相談に対応可能な体制となっているか。	20
業務実績	業務実績は、提案内容を確実に実行できる十分なものと認められるか	10
積算の妥当性	積算項目・金額は、企画提案内容と整合性がとれているか	10
計		100

2 採点基準

評価	10点配点の項目	20点配点の項目
非常に優れている	10	20
優れている	8	16
普通	6	12
やや不十分である	4	8
不十分である	2	4